

やめよう打ち上げ花火。公園でのロケット花火等は利用者や近所の方が迷惑します。問合せ施設管理課管理担当

国保・年金だより

■国民健康保険税納税通知書を送付します

平成19年度の国民健康保険納税通知書を8月初めに送付します。この納税通知書は、40歳以上64歳までの方については、医療保険

分と介護保険分(第2号被保険者)を併せたものとなっています。

医療保険分と介護保険分のそれぞれ①から④までを合計したものが今年度の国民健康保険税で、その年度により税率改正などがある

と金額が変動します。今年度は介護保険分の所得割の税率と均等割の金額及び賦課限度額の改正を行いました。

問合せ保険年金係

■障害基礎年金を受けている方は7月31日までに「現況届」の提出を忘れずに!

○20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けている方

○障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

■国民健康保険高年齢受給者証をお持ちの方

現在お持ちの高年齢受給者証は有効期限が7月31日までです。

8月1日から使える高年齢受給者証は、負担割合の見直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

この更新に伴い、医療機関に併せて出す国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証も更新になります。

必要な方は保険年金係の窓口にて、国民健康保険証と高年齢受給者証を持参のうえ

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしますが、調査に同意いただ

この届きは、8月から翌年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。

■ヘルスアップ事業を催します

肥満症、高血圧、糖尿病等の生活習慣病は独立した別の病気ではなく、内臓脂肪型肥満が要因であることがわかってきました。

最近話題となっている「メタボリックシンドローム」は、内臓脂肪型肥満によつて、さまざまな生活習慣病を引き起こされやすくなった状態のことをいい、医療費増の一因にもなっています。

メタボリックシンドロームを予防するためには、内臓脂肪、コレステロール値、血糖値などを適正に減らすことが重要です。

市ではメタボリックシンドロームの予防のため、保険年金課と健康課が協力して「ヘルスアップ事業」を開催します。

期間 8月下旬から3月上旬 場所 市民会館または保健センター

対象 国民健康保険加入者で、市の基本健康診査を受けた方

■ヘルスアップ事業を催します

肥満症、高血圧、糖尿病等の生活習慣病は独立した別の病気ではなく、内臓脂肪型肥満が要因であることがわかってきました。

最近話題となっている「メタボリックシンドローム」は、内臓脂肪型肥満によつて、さまざまな生活習慣病を引き起こされやすくなった状態のことをいい、医療費増の一因にもなっています。

メタボリックシンドロームを予防するためには、内臓脂肪、コレステロール値、血糖値などを適正に減らすことが重要です。

市ではメタボリックシンドロームの予防のため、保険年金課と健康課が協力して「ヘルスアップ事業」を開催します。

期間 8月下旬から3月上旬 場所 市民会館または保健センター

対象 国民健康保険加入者で、市の基本健康診査を受けた方

福生市表彰式が行われました

福生市表彰条例に基づき、次の方々が7月1日の市制記念日に表彰されました。

自治功労表彰

市議会議員として市の発展に貢献した功績に基づく表彰 遠藤洋一氏、石川和夫氏、清水信作氏

一般表彰

市議会議員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 前田正蔵氏

農業委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 野島義久氏

町会長等として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 小峰幸雄氏、金子茂行氏、村尾幸男氏、青木健氏、柳川 司氏、笹本和一氏

交通安全推進委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 清水清氏

文化財保全用地を寄附した行為に基づく表彰 林義雄氏

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係



表彰された皆さん

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

問合せ総務課法制総務係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	580	-272	94	-99
昼間(午前7時~午後7時)	473	-104	68	-21
夕刻(午後7時~10時)	90	-159	25	-77
夜間(午後10時~午前7時)	17	-9	1	-1
最高音圧レベル(デシベル)	112	-3	89	4

8月の無料相談

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	1日(水)	午後1時30分~4時30分	市役所1階相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で広報広聴係へ。
登記相談	2日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	14日(火)			
法律相談	3日(金)・15日(水)・22日(水)・29日(水)			
交通事故相談	16日(木)			
税務相談	23日(木)	午前9時~午後4時30分	市役所1階相談室	予約制、広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎042-642-1677へ。
少年相談	17日(金)			
介護保険相談	毎週火~金曜日	午前9時~午後4時	市役所2階介護福祉課	問合せ介護保険係
子ども相談	毎週火~土曜日	午前8時30分~午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2F)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539-2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時~正午、午後1時~4時	市役所5階消費者相談室	問合せ地域振興係
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時~3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552-2121
金融相談	9日(木)	午後1時30分~3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551-2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551-1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552-2121福祉センター)、教育相談(直通☎551-7700)

《聴覚障害者の方へ》広報や市の業務などの問い合わせは、☎552-5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ 秘書広報課広報広聴係